

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、平成２６年４月１日から消費税及び地方消費税の税率が５％から８％に、さらに令和元年１０月１日からは１０％に引き上げられている。この引上げにより増収となった地方消費税交付金については、全額を「社会保障施策に要する経費」に充てることとされている。

令和５年度美深町一般会計において社会保障施策に要する経費への充当状況は、次のとおりとなっている。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） ６０，５６０千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）を充当する経費 ５０５，２７７千円

（単位：千円）

※「地方消費税交付金（社会保障財源化分）」は、その総額を各事業に要する一般財源の割合に応じて按分して充当

事業名		経費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国道支出金	その他	地方消費税交付金 （社会保障財源化分）	その他
社会福祉	地域福祉事業	16,508	1,701	751	1,897	12,159
	高齢者福祉事業	103,617	3,127	0	13,560	86,930
	児童福祉事業	30,663	0	1,846	3,888	24,929
	障害者福祉事業	13,874	5,883	863	962	6,166
	母子福祉事業	11,378	1,811	0	1,291	8,276
	小計	176,040	12,522	3,460	21,598	138,460
社会保険	介護保険事業	13,039	5,416	0	1,029	6,594
	後期高齢者医療保険事業	24,052	18,039	0	811	5,202
	国民健康保険事業	26,465	14,153	0	1,661	10,651
	小計	63,556	37,608	0	3,501	22,447
保健衛生	医療提供体制確保事業	251,239	0	0	33,901	217,338
	疾病予防対策事業	14,442	34	2,846	1,560	10,002
	小計	265,681	34	2,846	35,461	227,340
合計		505,277	50,164	6,306	60,560	388,247